

(平成23年10月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における被保険者資格の取得日を昭和41年10月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月5日から同年11月1日まで

A事業所のB事業区に、昭和41年10月5日にC職として採用され勤務していたが、年金記録を確認したところ、被保険者資格の取得日は同年11月1日となっているとのことであった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「履歴カード」及びD法人の業務等の一部を継承しているE法人の回答により、申立人は昭和41年10月5日にA事業所（B事業区）にC職として採用され、申立期間も継続して勤務していたことが認められる。

また、E法人は、「D法人はC職等に対して、「C職等社会保険事務処理規程」により、昭和38年10月1日に厚生年金保険の加入を制度化した。」と回答している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の採用時期と同時期に被保険者資格を取得している者に照会したところ、回答を得られた全ての者について、履歴カードや前職における厚生年金保険被保険者の資格喪失日、供述内容などから判断すると、C職として採用された時期とA事業所における被保険者資格の取得日に相違が無いことが認められる。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所における昭和41年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A事業所における勤務期間のうち、平成9年10月1日から10年10月1日までの期間の標準報酬月額が30万円と記録されていた。

私が保管していた給料明細書を確認したところ、申立期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は50万円であるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料明細書及びA事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A事業所から提出された同事業所が加入するB厚生年金基金に係る「加入員異動明細表（事業所控）」及び同厚生年金基金から提出された「加入員台帳」において、申立人の申立期間における標準報酬月額は50万円と記録されていることが確認できるところ、同事業所及び同厚生年金基金は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届書は複写式の様式であった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）に係る届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
私は、支払のことは間違いなくきちんとしており、毎月役場の窓口で私と夫の二人分の保険料を納付していた。
夫の分だけを納付して、私の分を納付していないなんて考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し電話及び文書により連絡したものの、協力が全く得られないため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況等についての詳細が不明である。

また、申立人は申立書の中で、「夫の分だけ納付して、私の分を納付していないなんて考えられない。」と記述しているが、申立期間に係る夫の国民年金記録も申立人と同様に未納となっており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情や、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年12月まで

漁師を辞め、個人で事業を始めて数年間は、国民年金の保険料を納めていなかった。

昭和50年頃に保険料の集金人が家に来て、過去の未納分の保険料を納めるように勧められた。仕事も軌道に乗り順調だったため、妻の分と一緒に未納分の保険料を納め、平成2年に厚生年金保険に加入するまで未納なく保険料を納めた。

未納の期間は全て保険料を納めたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和51年1月29日に国民年金の加入手続を行い、46年5月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付したことが確認できる一方、申立期間は、第2回特例納付（納付可能期間は昭和36年4月から48年3月まで）の対象とされておらず、特例納付によって納付することはできない期間である上、加入手続を行った時点で、申立期間のうち48年4月から同年9月までは、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、特例納付したとする妻も当該期間は未納となっている。

また、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間については、特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、当該期間の保険料を51年3月15日に一旦納付したものの、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であったため、同年3月17日に保険料が還付されたことが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。